

課税標準の特例が適用される償却資産（一例）

R8 税制改正対応

以下に該当する償却資産については、地方税法の規定により課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。
なお、特例の適用には一定の条件がありますので、事前に税務課までご確認ください。

対象資産	地方税法 (根拠規定)	特例率	対象取得期間	添付書類
ガス事業法による一般ガス導管事業者等が新設したガス事業用資産	第 349 条の 3 第 2 項	最初の 5 年 1/3 次の 5 年 2/3	規定なし	ガス事業法に基づく許可書の写しなど
農業協同組合、中小企業等協同組合等が国の補助などにより取得した共同利用に供する機械及び装置	第 349 条の 3 第 3 項	最初の 3 年 1/2	規定なし	国の補助金などを受けたことを示す書類の写しなど
水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液の処理施設	附則第 15 条第 2 項第 1 号	1/2 わがまち特例	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日	県提出の特定施設設置（使用、変更）届出書の写しなど
下水道法による公共下水道の利用者が設置した除害施設	附則第 15 条第 2 項第 5 号	4/5 わがまち特例		市提出の除害施設の設置（変更）届の写しなど
国の補助を受けて取得した電気自動車用水素充填設備	附則第 15 条第 6 項	最初の 3 年 5/6 ※大規模設備の場合 1/2	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	対象の補助を受けたことを示す書類の写しなど
太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で一定の要件を満たしたもの	附則第 15 条第 24 項第 1 号イ	「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について」参照 わがまち特例	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 11 年 3 月 31 日	特例対象となるための要件を満たした設備であることを証する書類
風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で一定の要件を満たしたもの	附則第 15 条第 24 項第 3 号イ			特例対象となるための要件を満たした設備であることを証する書類
水力、地熱、バイオマスを経営する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備に限る）	附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ～ニ、第 3 号ロ、第 4 号			国の認定通知書の写しと電力会社との供給契約の成立を示す書類の写しなど
中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定される先端設備等導入計画に基づき新規に取得した認定先端設備等	附則第 15 条第 42 項	1.5%以上の賃上げ表明あり 最初の 3 年 1/2 3.0%以上の賃上げ表明あり 最初の 5 年 1/4	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	先端設備導入計画に係る認定通知書及び申請書（計画部分含む）の写しなど

※この一覧は、特例関係の法令から一部を抜粋してまとめたものです。上記に記載されている以外にも特例がありますので、それぞれの適用要件などは、地方税法、施行令及び施行規則をご確認ください。

※地方税法の改正により、新設・延長・廃止など、内容や条項が改正される場合があります。

※平成 24 年度税制改正において「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」を導入する旨の改正が行われ、表中のわがまち特例と記された資産については高山市税条例により特例率が定められています。